

ショートステイかりんの郷

介護予防ショートステイかりんの郷

<重要事項説明書及び各種確認同意書>

社会福祉法人 優真会

7.7.1

ショートステイかりんの郷・介護予防かりんの郷重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(香川県指定 第 3771600909 号)

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、要支援・要介護と認定された方が対象となります。

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人優真会 |
| (2) 法人所在地 | 香川県仲多度郡まんのう町炭所西 1521 番地 1 |
| (3) 電話番号 | 0877-79-1300 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 川口 由起子 |
| (5) 設立年月 | 平成 12 年 10 月 |

2 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス
香川県 第 3771600909 号 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助します。要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所者生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | ショートステイかりんの郷・介護予防ショートステイかりんの郷 |
| (4) 事業所の所在地等 | 香川県仲多度郡まんのう町炭所西 1521 番地 1
電話 0877-79-1300 |
| (5) 事業管理者 | 川口 由起子 |
| (6) 当事業所の運営方針 | 人権の尊重を重んじた日常生活の介護及び機能訓練サービスを提供し、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 |
| (7) 開設年月 | 平成 21 年 12 月 1 日 |

- (8) 通常の事業の実施地域 まんのう町 琴平町 三豊市 善通寺市 丸亀市 綾歌郡
(9) 営業日及び営業時間 年中無休 24 時間体制
(10) 施設設備の概要

定員	8名
居室	2室 (4人部屋 1室 45.5 m ²)
浴室	機械浴室 1室
医務室	1室
食堂	1室
機能訓練室	1室

3 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスの利用料金につきましては、介護保険から給付される場合と、ご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の基準サービス

① 入浴

入浴又は清拭を行います。ご利用者の状態に応じて適切な援助方法（特殊浴槽の利用等）で援助します。

② 排泄

ご利用者の状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練をします。

④ 食事

栄養士の立てる献立により、栄養とご契約者の身体状況に配慮した食事を提供します。

（食事時間）朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～

⑤ 健康管理

嘱託医師や看護職員を中心に、他職種協働にて健康管理を行います。

生活のリズムを考え、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥ 余暇活動

適宜レクリエーションや行事を企画し、参加の機会をつくります。

⑦ 送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

(2) サービス利用料

別紙に定める料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金に利用日数を掛けた金額と、食事に係る自己負担額をお支払いただきます。

詳しくは別紙料金表をご確認下さい。

(3) 利用料金のお支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 窓口での現金支払い。(利用月の翌月 10 日以降に施設事務所にてお支払い下さい。)
- ② 口座振替 指定口座より引落しさせていただきます。(利用月の翌月 27 日)
窓口にて書類をご準備しています。
- ③ 指定口座への振込み。(振込手数料は利用者負担となりますのでご了承下さい。)

高松信用金庫琴平支店

預金種目 普通預金

口座番号 0194598

口座名義人 社会福祉法人優真会

ショートステイかりんの郷

理事長 川口 由起子

4 介護の場所

ご契約者にとって適切なサービスを提供するために、原則としてその居室においてサービスを提供します。

5 職員の配置状況

職種	常勤換算	適要
管理者	1名	併設施設の管理者と兼務
医師	1名	併設施設の嘱託医が兼務
生活相談員	1名以上	特定施設の生活相談員と兼務
看護職員・介護職員	1名以上	特定施設の看護職員・介護職員と兼務
機能訓練指導員	1名	特定施設の機能訓練指導員と兼務
栄養士	1名	併設施設の管理栄養士が兼務

* 常勤換算：職員それぞれ週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

6 職員の勤務体制

職種	勤務体制	
介護職員 看護職員	早出	7:00~16:00
	遅出	10:00~19:00
	日勤	8:30~17:30
	夜勤	16:30~ 9:30
生活相談員	8:30~17:30	
機能訓練指導員	8:30~17:30	

7 入所の手続き

(1) 必要な書類

- ①介護保険被保険者証
- ②健康保険被保険者証
- ③制度手帳
- ④制度医療証

*契約時に印鑑が必要となりますので、お持ち下さい。

(2) その他お持ちいただくもの

- ①衣類（普段着・パジャマ・下着等）
- ②日用品（洗面用具・タオル・入れ歯・上履き等）

(3) その他留意事項

- ①服用中の薬は、ご持参下さい。

8 退所の手続き

利用者のご都合で退所される場合は、居宅介護支援事業所及び施設に、速やかにご連絡下さい。

9 施設利用の留意事項

- ① 面会 面会時間 午前9時 ~ 午後6時
- ② 外出・外泊 必ず行き先と帰荘時間、食事の有無等を職員にお申出下さい。
- ③ 飲酒 原則として、施設内での飲酒はお断りさせていただきます。
- ④ 喫煙 原則として、施設内及び施設敷地内は禁煙の為、喫煙はお断りさせていただきます。
- ⑤ 所持品の持ち込み 身の回り品（衣類・日用品等）のみとさせていただきます。
- ⑥ 施設外での受診 利用者の希望により他の医療機関を受診される場合は、ご家族でお願い致します。尚、診察結果、処方薬等の情報は職員にお申出下さい。

- ⑦ ペット ペットの持ち込みはお断り致します。
- ⑧ 飲食物の持ち込み 健康管理の為、職員にご確認下さい。
- ⑨ 宗教・政治活動 施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

10 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

苦情相談窓口 生活相談員 川口 由起子、宮脇 保子
受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30
電話番号 0877-79-1300

* また、苦情受付ボックスを設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

・福祉サービス相談センター（香川県運営適正委員会）
相談専用電話 087-861-1300
電子メール kujou@nw.shakyo.or.ip
・香川県国保連合会 〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号
電話番号 087-822-7431
・香川県長寿社会対策課 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話番号 087-832-3266

- (3) ご利用の保険者（各市町村）の介護保険担当窓口

*まんのう町の場合； まんのう町役場 福祉保険課
〒766-8503 仲多度郡まんのう町吉野下430
電話番号 0877-73-0125
*琴平町の場合； 琴平町役場 住民福祉課
〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井817-10
電話番号 0877-75-6706
*綾川町の場合； 綾川町役場 健康福祉課
〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299
電話番号 087-876-1113
*善通寺市の場合； 善通寺市役所 健康福祉部 高齢者課
〒765-8503 善通寺市文京町2-1-1
電話番号 0877-63-6331
*丸亀市の場合； 丸亀市役所 健康福祉部 高齢者支援課
〒763-8501 丸亀市大手町2-4-21
電話番号 0877-24-8807

*三豊市の場合； 三豊市役所 健康福祉部 介護保険課
〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373-1
電話番号 0875-73-3017

11 守秘義務について

事業者及び従業員は、サービスを提供するに当たり知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。又従業者でなくなった後においても同様に漏洩しません。

但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供致します。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は加入する施設損害賠償の範囲内において速やかにその損害を賠償致します。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じ、あるいは行わない場合があります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイかりんの郷・介護予防ショートステイかりんの郷

説明者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____